

温室効果ガス排出削減対策セミナー

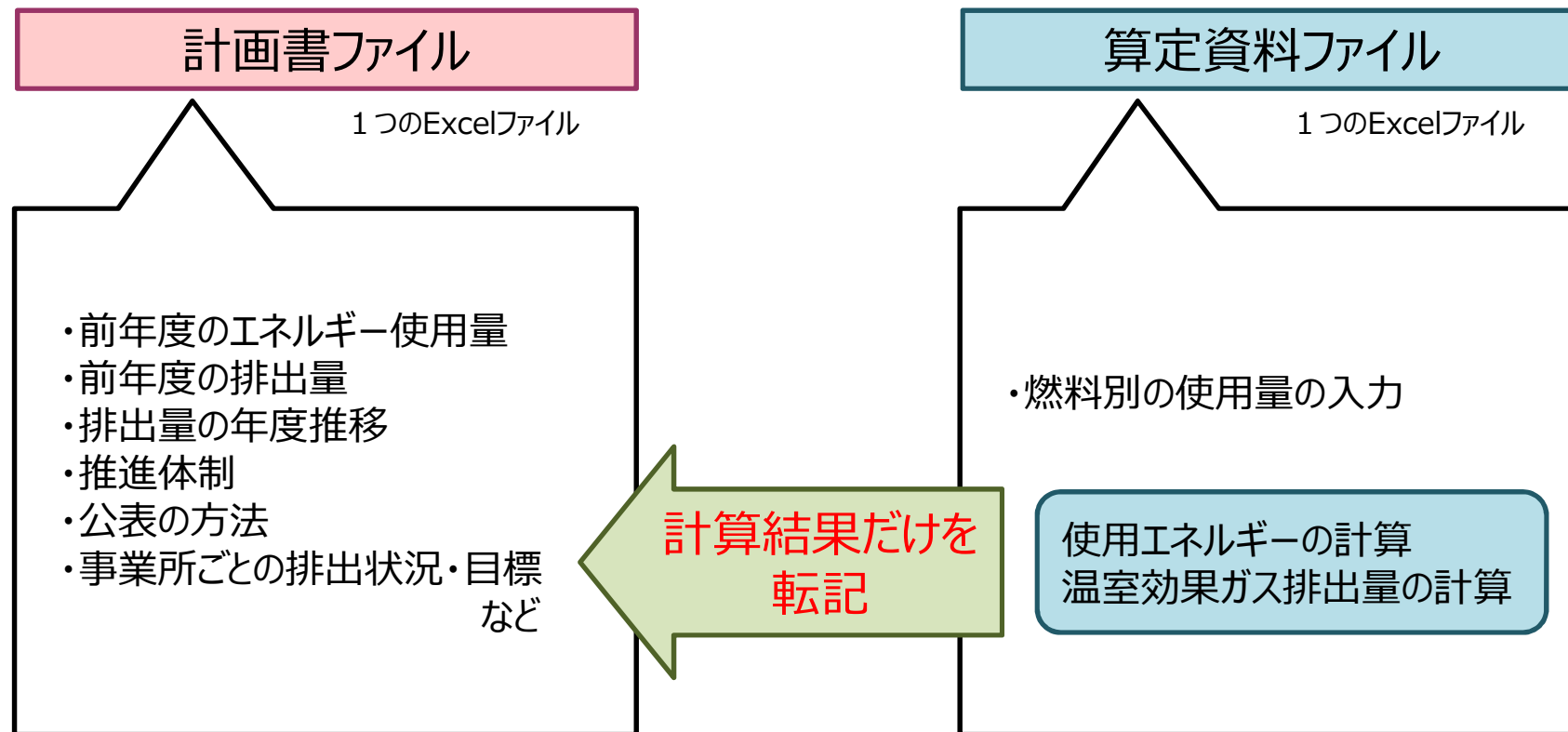
## 第2計画期間 計画書様式の概要

埼玉県 環境部 温暖化対策課

平成 28 年 2 月 29 日 (月)

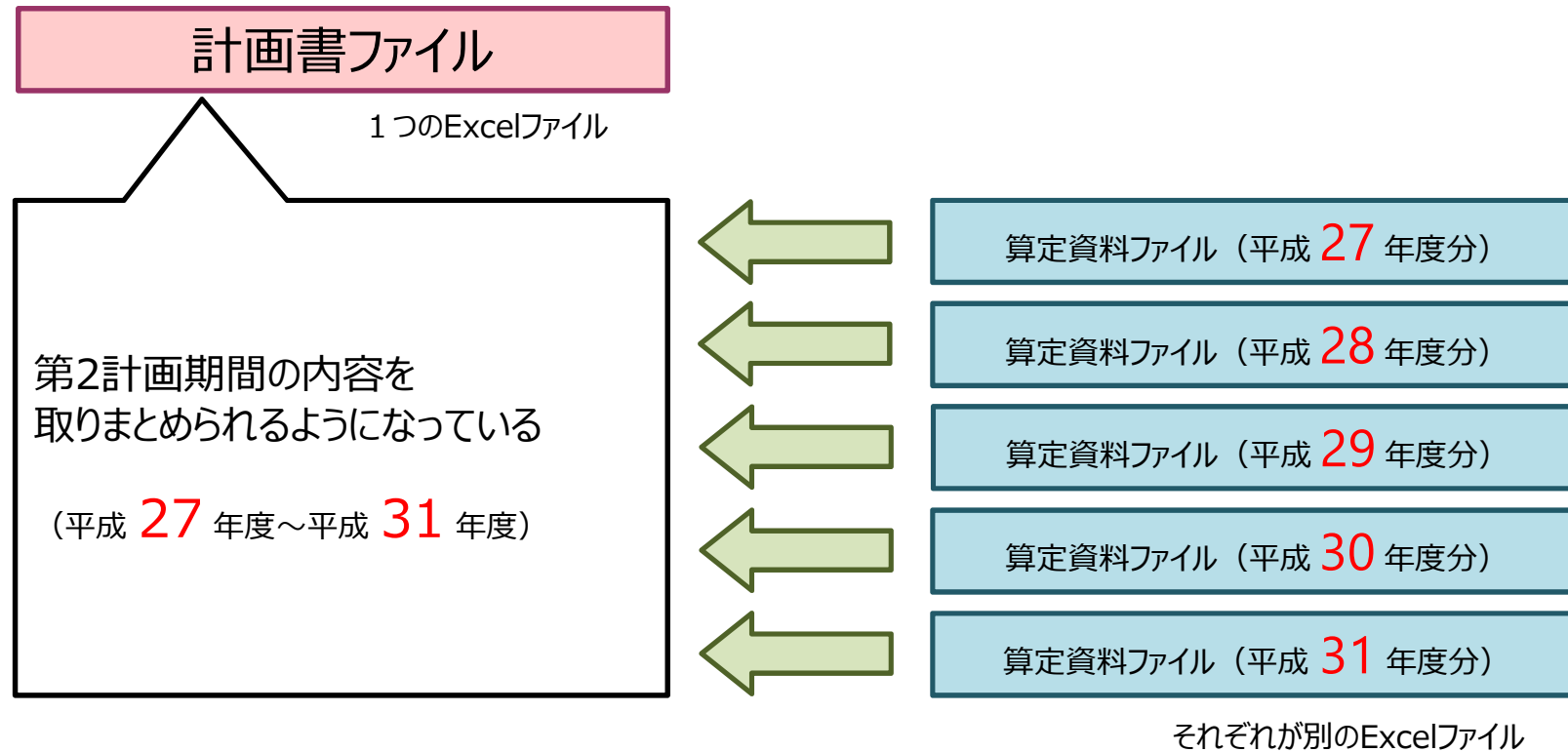
# 計算ファイルを分離

排出量の計算を、別ファイルに分離しました。



# 計算の単年度化

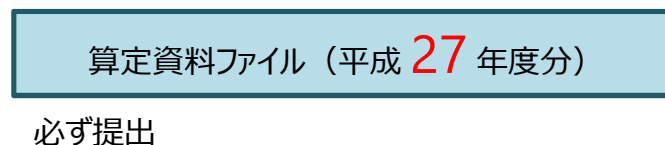
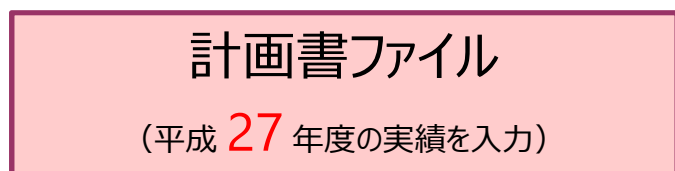
計画書ファイルは、第2計画期間の内容をまとめられます。  
算定資料ファイルは、年度ごとに別ファイルです。



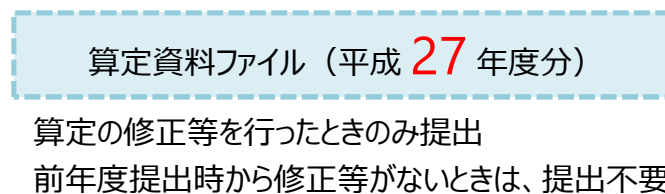
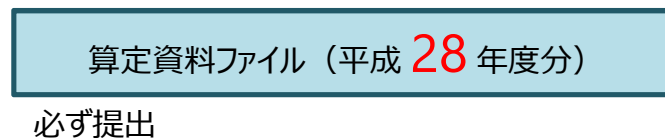
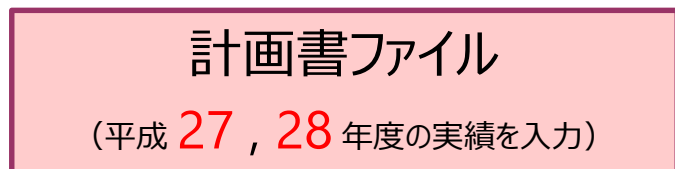
# 算定資料の提出のタイミング

過年度の算定資料ファイルは、修正したときのみ提出します。

平成 28 年度 計画書提出時



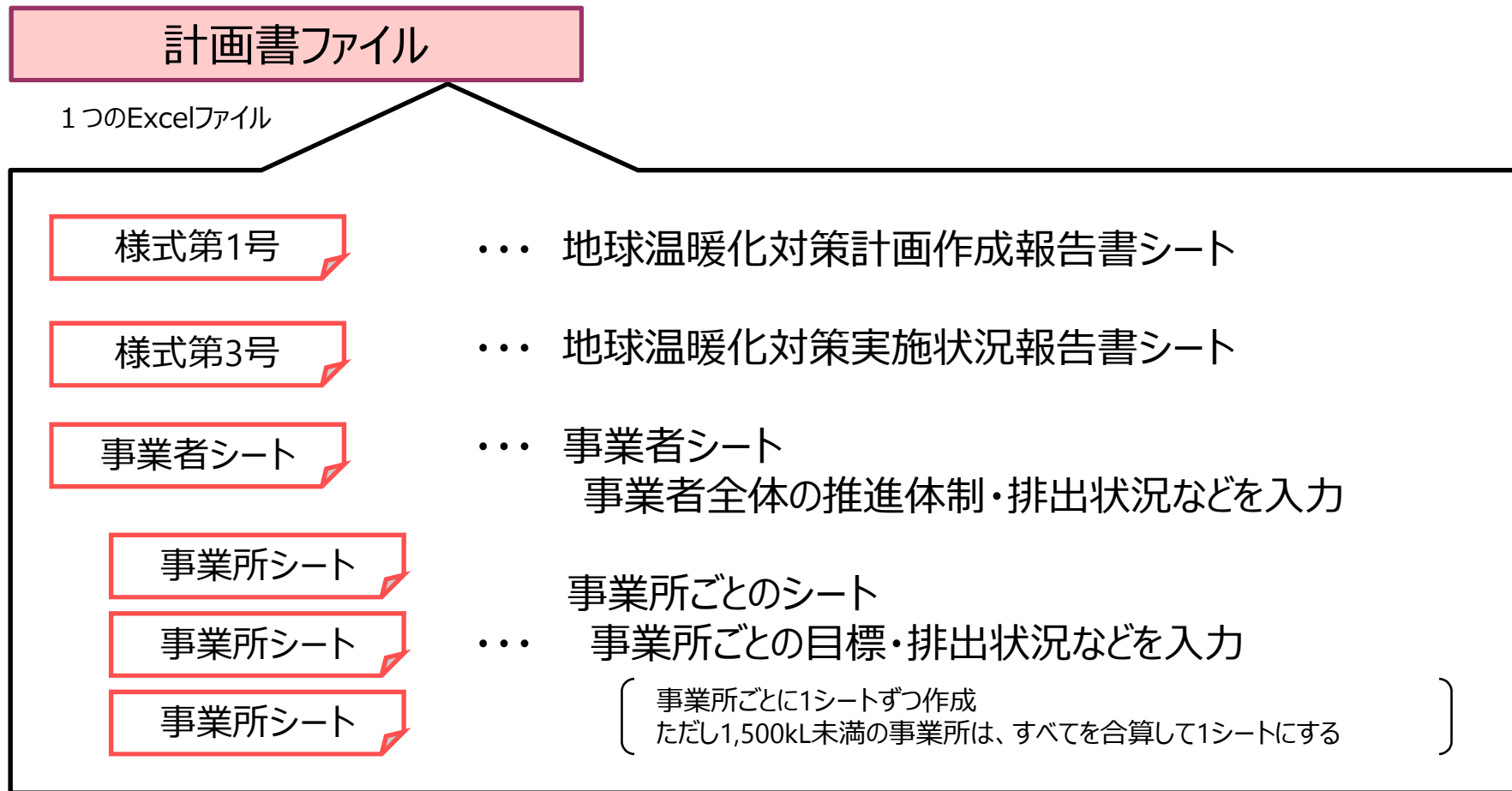
平成 29 年度 計画書提出時



※ 大規模事業所においては、検証により算定内容を修正されたとき等にも、算定資料を提出していただきます

# 計画書ファイルの内容

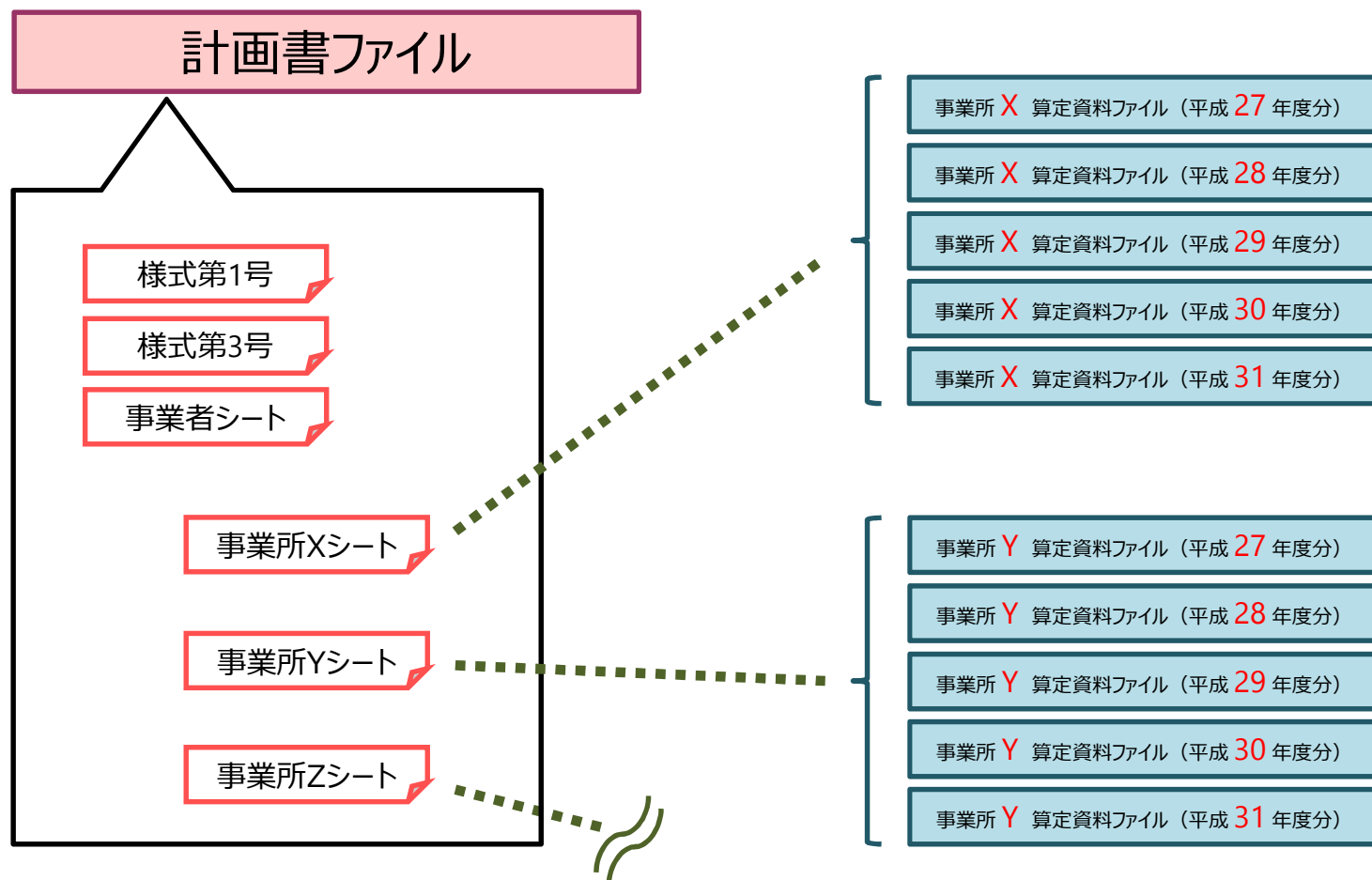
計画書ファイルは、以下の内容が一つのファイルにまとまっています。



# 事業所ごとに作成する書類

算定資料ファイルは、事業所ごとに作成します。

(ただし1,500kL未満の事業所は、年度ごとにすべての事業所を合算して1ファイルにします。)



# 算定資料の種類

算定資料ファイルは3種類。必要なものを選択します。

## 算定資料ファイル

算定資料ファイル

エネルギー起源CO<sub>2</sub>算定

**A** 事業所, **Bテナント等** 事業所用

A事業所、Bテナント事業所等が  
エネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出量を  
算定するファイル

算定資料ファイル

エネルギー起源CO<sub>2</sub>算定

**B** 事業所, **C** 事業所用

B事業所、C事業所が  
エネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出量を  
算定するファイル

算定資料ファイル

**その他ガス**算定

その他ガス（エネルギー起源CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガス）を  
報告しなければならない事業所が  
併せて作成・提出するファイル

# 事業所種別

算定資料作成の区分となる事業所種別は、4種類。(これまでと同じ)

A 事業所

原油換算エネルギー使用量が1,500kL未満の事業所

Bテナント等 事業所

原油換算エネルギー使用量が1,500kL以上であるが  
C事業所の一部となっている事業所

例：大型商業施設のキーテナント

取引制度の対象事業所になる可能性のない事業所

B 事業所

原油換算エネルギー使用量が1,500kL以上であるが  
3か年度連続で1,500kL以上ではない事業所

取引制度の対象事業所に今後なる可能性のある事業所

C 事業所

原油換算エネルギー使用量が3か年度連続で  
1,500kL以上である事業所

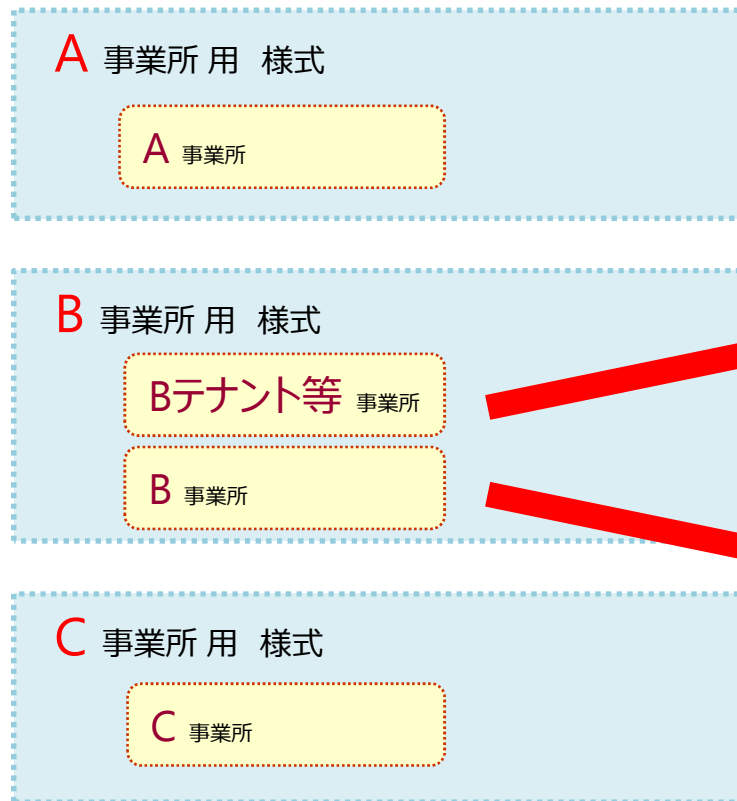
取引制度の対象事業所



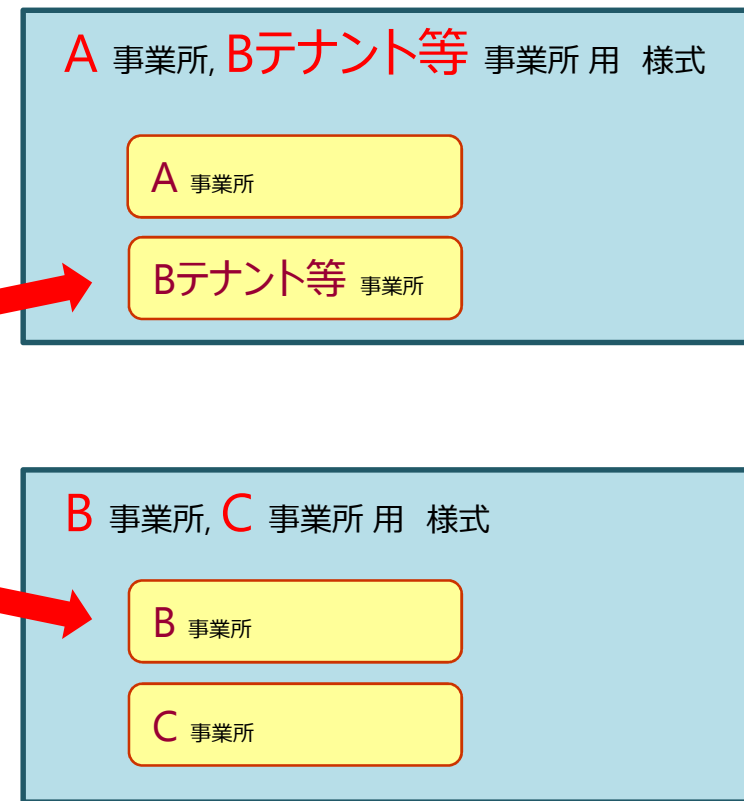
# 従前との作成分類の違い

入力すべき内容を踏まえて、分類を見直し。

見直し **前** (第1計画期間の分類)



見直し **後** (第2計画期間の分類)



# 分類見直しのねらい

簡素化できるものは、簡素化。  
必要な情報は、入力。

算定資料ファイル

**A** 事業所, **Bテナント等** 事業所 用

従前のA事業所様式と同等に  
入力内容を簡素化

燃料等使用量は、年間をまとめた量を入力

算定資料ファイル

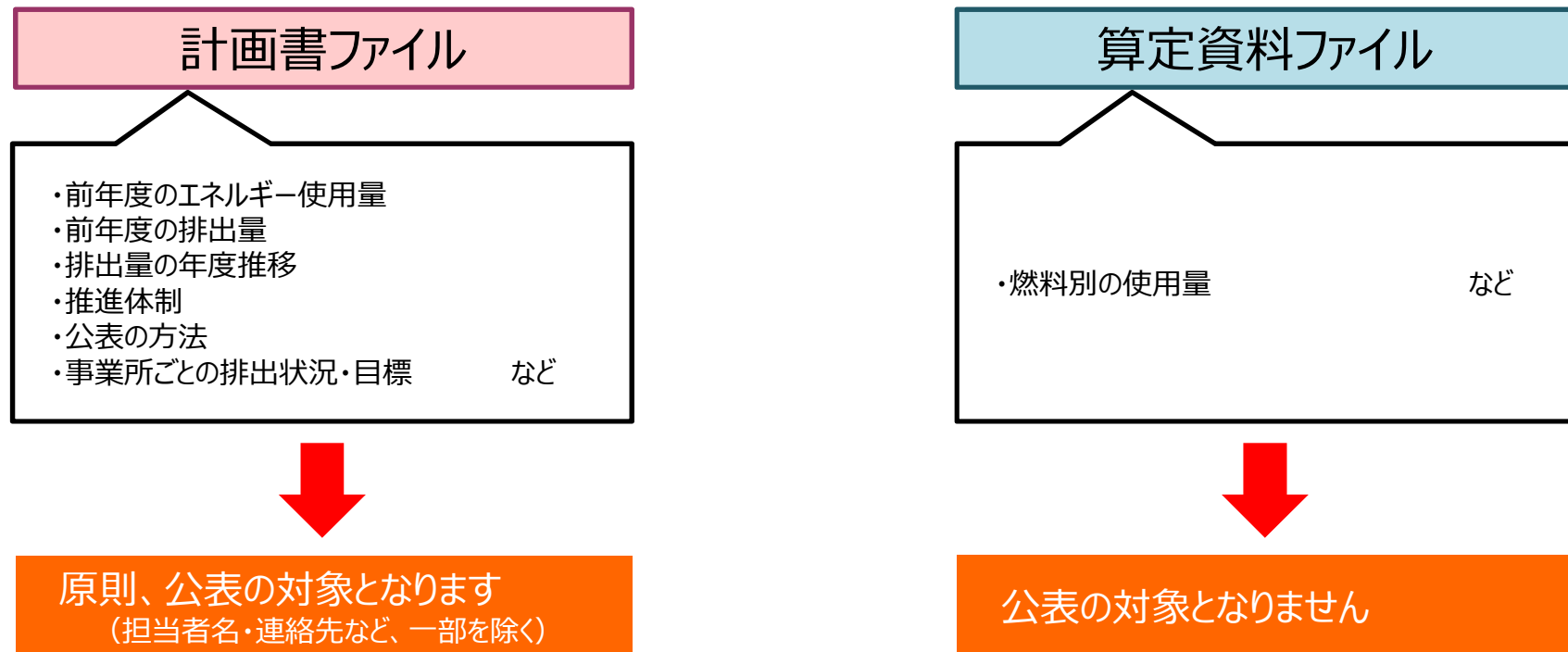
**B** 事業所, **C** 事業所 用

取引制度に必要な内容を入力  
この算定資料をそのまま検証対象とする  
将来的に取引制度対象となりうる事業所もこちらを使用

燃料等使用量は月別に入力  
算定体制の入力  
延床面積の入力  
監視点図の記入

# 公表する内容・公表しなくてよい内容

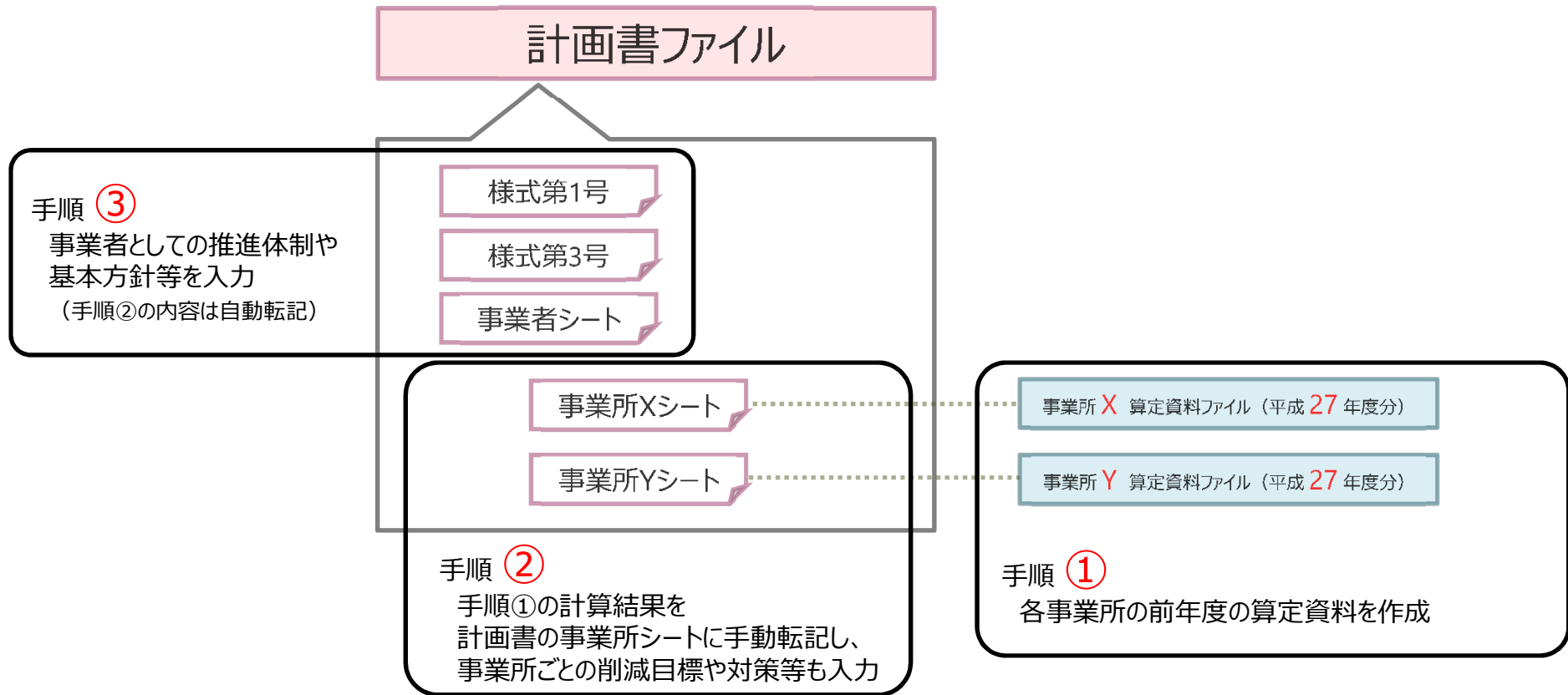
計画書ファイルの内容は、原則公表対象。  
算定資料の内容は、非公表。



特定事業者（計画書の提出が義務である事業者）は、自らの計画書を公表することが義務となっています。  
また、埼玉県も、事業者から提出された計画書を公表します。

# 書類の作成手順

実際のファイル作成手順では、  
各事業所の算定資料から先に作ると、作成がしやすい。



# 新様式ファイルの公表

## 新様式ファイルの公表

近日中に下記のアドレスに公表します。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/ontaikeikakusyo.html>

## 計画書作成方法説明会

入力方法の詳細・注意点については、下記のとおり別途説明会を行います。

開催予定（前年度提出事業者には改めて御案内します）

開催日		説明内容	会場
平成28年4月26日（火）	午前の部	「A,Bテナント等 事業所」	埼玉県庁第3庁舎 講堂
	午後の部	「A,Bテナント等 事業所」 + 「B,C 事業所」	
平成28年4月27日（水）	午前の部	「A,Bテナント等 事業所」 + 「B,C 事業所」	さいたま市文化センター 小ホール
	午後の部	「A,Bテナント等 事業所」 + 「B,C 事業所」	
平成28年5月11日（水）	午前の部	「A,Bテナント等 事業所」	浦和コルソホール
	午後の部	「A,Bテナント等 事業所」 + 「B,C 事業所」	

※ 申込み受付はまだ開始していません

## 制度に関するお問い合わせ

埼玉県 環境部 温暖化対策課  
計画制度・排出量取引担当

TEL : 048-830-3044, 3049

FAX : 048-830-4777

E-mail : [a3030-03@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3030-03@pref.saitama.lg.jp)

エル・ジー